

第149号 平成23年2月 編集／上士幌町議会 議会だより編集特別委員会

■上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
■議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
■職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告による国家公務員の給与の改定に準拠し、期末手当を0・15か月分、勤勉手当（職員のみ）を0・05か月分削減するとともに、職員の給料を引き下げる等の改正をしました。

条 例

平成22年第5回臨時会は11月29日に招集されました。審議された内容は次のとおりです。



「TPPなど国際貿易交渉に関する要望意見書」

国は、本年3月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、食料自給率の向上に向けた施策を重点的・効率的に実施するとした。また、国際交渉への対応については、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとした。

こうした中で、菅内閣は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定したが、例外なき関税化を原則としたTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については、「関係国との協議を開始する」とした。

しかしながら、TPPは、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きい米国や豪州などを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる交渉環境にある。仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は5563億円失われ、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3000戸の農家の営農が困難になるばかりではなく、17万人の雇用が消失するなど、その経済的影響額は2兆1000億円を超えると試算されており、地域社会の崩壊さえ懸念されている。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の視点からも「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えることなく、TPPなど国際貿易交渉に当たっては、下記事項の実現を強く要望いたします。

記

- 1 関税撤廃を原則とするTPPへの参加は、北海道農業をはじめ地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。
- 2 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念に、『食料・農業・農村基本計画』に基づき、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などは損なわないよう対応すること。
- 3 EPA/FTA交渉については、我が国農業の重要品目である米や小麦、砂糖、牛肉、乳製品などの農畜産物については、関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

■ TPPなど国際貿易交渉に関する要望意見書の提出について
意見書の提出について
関係行政庁等に送付しました。

■ 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書の提出について
意見書の提出について
以上2件の意見書を可決し、関係行政庁等に送付しました。

※「TPPなど国際貿易交渉に関する要望意見書」の内容について、次のとおり全文を掲載します。

平成22年11月29日

北海道河東郡上士幌町議会議長 石川正裕



ようこそ 議会傍聴へ

12月8日、第6回定例会にシルバー学級の皆さん23名が議会傍聴に来てくれました。

生で見る議会のやりとりに、感激されていましたよ。またいらしてくださいね。

議会だより

第6回
定期例会
12月8日～22日

平成22年第6回定期例会は12月8日に招集され、一般質問、案件を審議し、22日に閉会しました。審議された内容は次のとおりです。

行政報告

- 上士幌町国民保護計画の変更について
- 公用車両の事故報告について（2件）
- 上士幌町国民健康保険計画の変更および公用車両の事故について報告がありました。

★ひとつメモ★ 「議会における 専決処分」

専決処分には、法律の規定による専決処分と、議会の委任による専決処分の2つがあります。

今回の会議案で可決された事項は次の②に該当するものです。

①地方自治法第179条に基づく専決処分

議会が議決をしなければならない条例、予算などについて、特に緊急を要するため町長が議会を招集する時間的余裕がない場合に、町長が議会に代わって処理を行うことです。この場合、次の議会に報告し承認を求める必要があります。

②地方自治法第180条に基づく専決処分

議会が議決により指定した軽易な事項については、町長が議会に諮らずに処理することができます。これを議会の委任による専決処分といいます。上士幌町議会では今回の会議案を可決したこと、1件100万円以下の損害賠償の額の決定並びに和解や調停について指定しました。

この場合、次の議会に報告する必要があります。

印鑑登録システム

上士幌太郎さんの登録印鑑



意見書

- 国や北海道が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書の提出について
- 地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出について
- 再生可能エネルギーを支える電源立地地域対策交付金

平成22年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）

総額から443万5千円を減額し、56億4254万3千円としました。

平成22年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

総額から171万9千円を追加し、7億6620万5千円としました。

平成22年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2

条例

会議案

（水力交付金）に関する要望意見書の提出について

以上3件の意見書を可決し、関係行政庁等に送付しました。

- 上士幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 印鑑登録システムを使って印鑑証明書を出力することができるよう改正しました。

- 議会の委任による町長の専決処分について
- 町長が一件100万以下の損害賠償に対し、議会の委任により専決処分をすることができるよう可決しました。

予算

号)

総額から10万1千円を追加し、1億5772万4千円としました。

■平成22年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

総額から13万1千円を減額し、7672万9千円としました。

■平成22年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

総額から56万1千円を減額し、2億4194万5千円としました。

■平成22年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

総額から4313万5千円を追加し、4億5934万9千円としました。

■平成22年度上士幌町一般会計補正予算(第8号)

総額から500万円を減額し、56億4754万3千円としました。

答 ①無料が最善とは思わない。5歳児を無料にすると、1290万円、町の負担が増えます。今後、保育所の建替え

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

答 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは来年度実施に向け検討したい。おたふくかぜ等は国が提言をまとめるとの情報があり、見解を待つて対応したい。

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

問 ①5歳児の保育料を無料または、上限1万5千円にできないか。士幌町の子ども認定園の場合、月額1万円であり、本町は最高3倍も高い。②3人目の保育料金無料を保育所入所の3人目ではなく、小学生まで含めた3人目に拡大できないか。

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

答 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは来年度実施に向け検討したい。おたふくかぜ等は国が提言をまとめるとの情報があり、見解を待つて対応したい。

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

答 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

答 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

問 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

答 ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめ、おたふくかぜや水疱瘡などの予防接種を公費負担にすべき。

監査委員から平成22年8月～平成22年10月分の出納検査の結果、いずれも相違ないことを確認したとの報告がありました。



保育所料金の無料の拡大を

山本 和子 議員

問 ①5歳児の保育料を無料

または、上限1万5千円にで

きないか。士幌町の子ども認

定園の場合、月額1万円であ

り、本町は最高3倍も高い。

②3人目の保育料金無料を保

育所入所の3人目ではなく、

小学生まで含めた3人目に拡

大できないか。

**子どもたちの健康を
守るために**

山本 和子 議員

などお金がかかる。
②今後の検討課題としたい。

議会へ請願・陳情をされる方は...

請願（陳情）のしかた

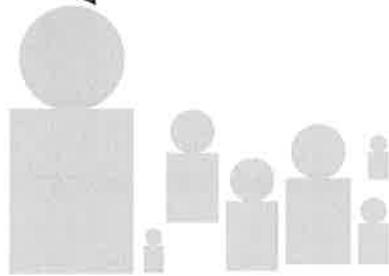
- 町に対して要望があるときは請願や陳情ができます。
- 議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。
- 請願や陳情は、文書で議長あてに提出してください。
- 受け付けた請願や陳情は、関係する委員会で慎重に審査し、本会議で採択か不採択かを議決します。
- 採択された請願や陳情は、関係機関に送付する等の処置がされます。

◆請願や陳情は、次の要領で提出してください◆

- 1 A4の用紙を縦長に用いて左横書きとし、邦文で件名・要旨・理由を記載してください。
- 2 提出年月日・請願（陳情）者の住所と氏名を記載し、押印してください。
- 3 請願書は、その表紙に紹介議員1名以上の署名又は記名押印を受けてください。
- 4 陳情書は、紹介議員は必要ありませんが、請願書として受理できませんので注意してください。
- 5 提出部数は2部とし、議会事務局に持参してください。受付は常時行っています。



PR



あなたの町政です 議会を傍聴 しましょう

3月定例会(予定)
8日 9日 17日 23日

議事の進行により休会になる場合があります。

委員堂	議会だより編集特別委員会
委員	議長 石川正裕
委員	副委員長 山本和子
委員	委員長 角田久和
委員	副委員長 杉山幸昭

第1回臨時会 1月25日

平成23年第1回臨時会は1月25日に招集されました。審議された内容は次のとおりです。

■専決処分の報告について (2件)

車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分の報告がありました。

報 告

予 算

- 平成22年度上士幌町一般会計補正予算(第9号)
総額から8820万9千円を減額し、57億3575万2千円としました。
- 平成22年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)
総額から1830万3千円を追加し、1億7602万7千円としました。

※専決処分の報告については、P2ひとくちメモ「議会における専決処分」をご覧ください。

ざかわい日誌

3日	議会運営委員会	3月 (12月)
6日	十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)	6日 議会運営委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
14日	総務文教厚生常任委員会 議会運営委員会 第6回議会定例会 議会だより編集特別委員会	14日 議会運営委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
15日	産業経済建設常任委員会 議会運営委員会 第6回議会定例会 議会だより編集特別委員会	15日 議会運営委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
22日	22日 (1月) 議会運営委員会 第6回議会定例会 議会だより編集特別委員会	22日 (1月) 議会運営委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
17日		17日 議会運営委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
25日		25日 議会だより編集特別委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)
21日		21日 議会だより編集特別委員会 十勝町村議会議長会 定例会(帯広市)



さのご氷

